

2020年4月1日

受動喫煙防止について

鹿島道路株式会社
総務・人事部長



(目的)

○従業員、顧客、協力業者、地域住民の望まない受動喫煙による健康被害を防止するため、以下基本方針及び防止措置を定める。

(基本方針)

○会社施設(現場事務所、工場等含む)の敷地内または屋内について指定場所以外での喫煙を禁止する。

(喫煙場所設置の場合の措置)

○特定屋外喫煙場所を設ける場合は、以下の措置を講じる。

- ① 建物から離れた場所に立てること
- ② 人通りが多い所への設置は避ける
- ③ 喫煙所であることを示す標識、20歳未満の者の立入りが禁止されていることを示す標識を掲示する。

○屋内喫煙専用室を設ける場合は、以下の措置を講じる。

- ① 「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」をクリアする
※厚生労働省の通達「職場における受動喫煙防止のためのガイドラインによる」
- ② 喫煙以外の飲食などを禁止する
- ③ 喫煙専用室が設置されていることを示す標識、喫煙室であることを示す標識、喫煙室への20歳未満の者(従業員を含む)の立入りが禁止されていることを示す標識を掲示する。

(喫煙場所の設置・管理)

○喫煙場所の設置及び管理は、各事業所の統括安全衛生管理者及び衛生管理者が行う。

(周知啓発)

○各事業所の統括安全衛生管理者及び衛生管理者は、安全衛生委員会等を通じ従業員に対し、喫煙及び受動喫煙による健康への影響、受動喫煙防止対策等について周知啓発を行う。

以上